

＜一般委託＞

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託(一般委託)仕様書

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|----------|--|
| 1 | 目的 | 本業務は、逸見総合管理センター他対象施設の環境維持を図るため、樹木の剪定、除草等を行うものである。 |
| 2 | 履行期間 | 令和4年7月1日から令和5年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市西逸見町2丁目10番地 他 |
| 4 | 業務内容 | 別紙「特記仕様書」のとおり。 |
| 5 | 特記事項 | 本業務の履行条件は、別紙「特記仕様書」のとおり。 |
| 6 | 関係法規 | 本業務は、横須賀市上下水道局契約規程を遵守すること。 |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 履行期間を通じて「造園施工管理技士」又は、「街路樹剪定士」の資格を有する者を雇用し、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行できること。 |
| 8 | 契約方法 | 単価契約 |
| 9 | 支払方法 | 支払いは、履行期間中3回で支払う(9月、12月、3月の末締め)ものとし、業務完了後に完了届を提出し、当局の検査を受けた後に、受託者の請求に基づき支払う。 |
| 10 | 業務委託成績評定 | 対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> |
| 12 | その他事項 | ・業務の施行にあたっては、本業務の特記仕様書を優先適用するほか、令和3年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとする。 ・次年度当初に、委託者と受託者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、令和5年4月1日から令和5年6月30日まで本契約と同一単価で随意契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。 |
| 13 | 監督員連絡先 | 上下水道局 技術部 水道施設課 森口 かな TEL046-822-3945 |

＜指示又は希望事項＞

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 内訳表

(税抜き)

| 工 種 | 細目 | 単位 | 予定数量 | 上限単価 | 契約単価 |
|------------------|----------------------------|----------------|--------|---------|------|
| 剪 定 | 基本剪定(常緑樹) 幹周30~60cm未満 | 本 | 2 | 15,815 | |
| | 軽剪定(常緑樹) 幹周15~30cm未満 | 本 | 2 | 6,672 | |
| | 刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満 | m ² | 100 | 331 | |
| | 生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満 | m | 10 | 213 | |
| | 玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満 | 株 | 2 | 471 | |
| | 仕立て松剪定 幹周60~90cm未満 | 本 | 2 | 62,916 | |
| 伐 採 | 伐採(切倒し) 幹周29cmまで | 本 | 10 | 2,775 | |
| | 伐採(吊し切り) 幹周59cmまで | 本 | 3 | 82,067 | |
| | 枝落し 樹高3mまで 枝1本@ | 本 | 2 | 1,792 | |
| | 枝落し(吊し切り) 幹周94cmまで | 本 | 5 | 20,492 | |
| | 小低木伐採 樹高1.2mまで | 本 | 2 | 1,124 | |
| | 根笹・篠竹伐採 | m ² | 10 | 710 | |
| | 竹伐採 樹高4mまで | 本 | 10 | 1,045 | |
| 除草等 | 人力伐根 | m ² | 10 | 759 | |
| | 人力除草 | m ² | 100 | 439 | |
| | 機械除草(肩掛式) | m ² | 18,000 | 157 | |
| | 除伐・つる切り | m ² | 100 | 157 | |
| その他 | 側溝清掃(蓋無)幅70cmまで | m | 30 | 948 | |
| | 集水桝清掃(蓋無)内寸70cm角まで | 箇所 | 1 | 1,954 | |
| | トラック架装リフト車運転16m | 日 | 1 | 61,673 | |
| | ラフテレーンクレーン運転16t | 日 | 1 | 110,192 | |
| | 小型バックホウ運転0.1m ³ | 日 | 1 | 76,998 | |
| | クレーン付トラック運転2t積 | 日 | 1 | 59,792 | |
| | ダンプトラック運転2t積 | 日 | 1 | 62,088 | |
| | ベビーウインチ運転200kg | 日 | 1 | 53,449 | |
| | ガソリン発電機運転2KVA | 日 | 1 | 4,275 | |
| | 機械回送費(クレーン付トラック2t積) | 回 | 2 | 24,914 | |
| | 造園工 | 人 | 3 | 42,404 | |
| | テングス病切除 | 箇所 | 1 | 7,593 | |
| | 蜂の巣除去(スズメバチ) | 箇所 | 1 | 49,307 | |
| | 蜂の巣除去(アシナガバチ) | 箇所 | 1 | 11,833 | |
| | 防草シート設置(固定ピン・ワッシャ共) | m ² | 100 | 2,875 | |
| | 防草シート接着剤塗布(1.3kg/本) | 本 | 1 | 13,969 | |
| | 防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻) | 巻 | 1 | 24,772 | |
| 発生材処理 (運搬費込み) | 積替保管施設(草葉等)2t積トラック11.2km以下 | kg | 18,000 | 45 | |
| | チップ化作業場(枝)2t積トラック11.2km以下 | kg | 1,200 | 31 | |

※契約単価は、契約者が記入する。

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託特記仕様書

1. 履行場所 別紙「対象施設一覧表」のとおり
2. 履行条件
 - (1) 除草集中期間（7月～9月）に業務量に応じた人員配置ができること。
 - (2) 業務期間を通じて当局からの緊急の業務指示に迅速な体制及び対応が図れること。
3. 本仕様書における用語の定義
 - (1) 指示とは、委託者が受託者に対し、業務委託の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾とは、契約図書で示した事項について、委託者又は受託者が同意することをいう。
 - (3) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 報告とは、受託者が委託者に対し、書面により知らせることをいう。
4. 一般事項
 - (1) 受託者は、本仕様書に基づき、監督員の指示に従い業務内容を速やかに履行すること。
 - (2) 本仕様書に明記がなく業務遂行上必要な事項については、監督員と協議すること。
 - (3) 関係法規の遵守
受託者は、業務の履行にあたり関係法令、条例およびその他の諸規則を遵守し、作業にあたること。
 - (4) 業務看板の設置
受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、見やすい場所に設置すること。
 - (5) 提出書類
 - ①工程表
 - ②検便検査結果（作業開始前とその後概ね6か月ごと）
 - ③下請負者届（下請契約を締結した場合）
 - (6) 業務責任者
 - ①受託者は、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために業務の内容に精通し、総合的な判断ができる業務責任者を選定すること。
 - ②業務責任者は、原則として作業中現場に常駐し、その運営および管理を行う者とし、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができるものとする。
 - (7) 委託料の支払
 - ①委託料の支払は、3回払い（9月、12月、3月の末締め）につき、3か月毎の履行実績をもって、受託者の請求により精算する。なお、基準値と異なる場合には別紙「換算表」により精算（円未満の端数切捨て）する。ただし、消費税として精算額にその税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）すること。

また、実際の作業数量が予定数量より増減する場合でも、契約単価で精算するものとする。

- ②作業集計表は、3か月分の出来高を集計した数値を計上すること。なお、原則として各工種の施設毎の数量の計上は小数点以下を切り捨てた整数とし、換算表により計上する場合は小数1位止めとする。
- ③3か月毎の業務完了後、原則として7日以内に完了届および業務写真・報告書等、検査に必要な書類を提出し、監督員及び検査員の検査を受けるものとする。
- ④契約約款に基づき、支払い請求は、検査員による検査合格の通知後とする。

(8) 検査

検査は、監督員及び検査員による現地検査及び書類検査とし、原則として受託者立会いの上行う。なお、現地検査については、監督員又は検査員から指示があった場合とする。

(9) 検便の実施

受託者は、水道法第21条により作業員全員の検便を以下のように行い、着手前までにその結果を監督員に提出すること。なお、試験費用については、別紙「内訳書」の上限単価に見込まれている。

①検査項目

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、病原性大腸菌0-157

②報告書記載内容

氏名、性別、年齢、検査成績、検査場所

③検便実施時期

作業開始前とその後概ね6か月ごと

5. 業務内容及び予定数量

本業務の業務内容及び予定数量は、「内訳表」のとおりとする。

6. 業務仕様

(1) 共通事項

- ①伐採等を適用する樹木の幹周の計測は、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとする。なお、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、株立ち幹が2本以上の樹木の幹周及び胸高直径は、おのおのの根鉢又は切断面の上端より1.2m上りの位置の測定長の総和の70%とする。
- ②各作業単価には、発生材の集積・切断・小割・積込・場内小運搬（平均30m程度まで）又は場内処理（残置）の各費用を含む。

(2) 剪定

①基本剪定

樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季剪定に適用する。密生した枝や不要な枝を整理し、維持管理上必要とされる大きさに樹形を整えることを原

則とする方法である。また、特に監督員より指示がない場合には、切り詰め・切り返し・枝おろし剪定等で大きく縮小する縮小剪定を行うこと。

②軽剪定

樹幹の整正、込みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用する。切り詰め、枝透かし（枝抜き）などが主体となり、全体として枝葉量を減少させることを原則とする方法である。

③刈込物手入

剪定機により、寄せ植えの高さを一定に保ち、全体としてまとまりのある形状となるように側面も含めた刈込みを行うもので、人力による補助作業を含むものである。

④生垣手入

剪定機により、帯状に列植された植栽の天端部分を揃え、一定幅に定めて両面を刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。

⑤玉物手入

剪定機により、丸く見栄え良く刈込むもので、人力による補助作業を含むものである。なお、単木又は数本寄せ植えして玉物仕立てとしているものを1株単位とする。

⑥仕立て松剪定

緑摘み、揉み上げ、透かし剪定を適宜行うこと。

(3) 伐採

①伐採高（切株高）は、原則として地際付近とするが、監督員が指示した高さを優先とする。

②伐採（切倒し）は、枝や幹を適切な箇所で切断し、周囲の安全に配慮して樹木の切り倒しを行うもので、前処理として必要な枝葉落とし等を含んだ作業である。

③伐採（吊し切り）は、ロープ等の牽引具を用いて切った枝や幹を所定の場所に誘導しながらおろす作業である。

④小低木伐採は、刈払い機で切断できない樹高2 mまでの玉物（マメツゲ、ツツジ等）・株物（アジサイ、ナンテン等）・立木類を対象とする。

(4) 除草等

①機械除草は、雑草等を刈払い機により地際付近で伐採するもので、人力による補助作業を含むものであり、機械施工が困難な場所には、人力除草を適用する。

②除草作業における斜面地等の適用範囲は、監督員の指定する立地条件とする。

③除伐・つる切は、フェンスや幹に巻きついたり、枝から垂れ下がったクズ、フジ等のつる性植物などをチェーンソー、なた等を使用して除伐するものである。

(5) その他

①側溝清掃・ます清掃は、人力により堆積した土砂・落葉及び目地からの雑草等を

清掃用具・機具を用い除去するものである。なお、蓋有の適用重量は、側溝蓋で50kg/枚以内、ます蓋は規定しない。

- ②交通誘導警備員は、必要に応じ配置することとし、写真及び伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。
- ③労務単価・運転単価等は、下記業務を行った際に適用する。また、運転単価には損料（賃料）・燃料等の他運転労務（発電機を除く）が含まれる。ただし、トラック架装リフト車の運転労務は伐採等の作業単価に含むものとする。なお、従事人数・従事日数・作業状況等の写真を提出すること。
 - ・現場条件により別途小運搬が必要となる場合。
 - ・藪地（笹竹・小低木・つる草等が混在）等で契約単価の適用が困難な場合。
 - ・監督員の指示する業務に従事した場合。
- ④防草シート設置には、シート（ロス率25%分を含む）と設置手間及び現場内小運搬の他、固定ピン・ワッシャー、カートリッジ等の雑材料を含む。
 - ・シートの材質は、ポリプロピレン製4層спанボンド不織布・目付量240g/m²以上・貫通抵抗力800N以上・色調グリーン系、の同等品とする。（参考商品名ザバーン240G）
 - ・シートの固定は、固定ピン（コ型Φ4×200mmを標準とする）にワッシャーを併用するものとし、打設間隔は50cm程度・使用数量は4～6本/m²を標準とする。また、シートの重ねは100mm以上を標準とする。
 - ・重ね部及び端部等の固定には接着テープを使用し、必要に応じ接着剤を併用する。接着材は、ウレタン樹脂系1.3kg/本・カートリッジタイプ（参考商品名コニシボンドKU803M）、接着テープは屋外用・幅10cm×20m（参考商品名(株)グリーンフィールド・ザバーン専用接続テープ）と同等品とする。
 - ・作業区分は下記を標準とする。

| 作業区分 | 施工面の勾配 |
|------|---------|
| 平面部 | 概ね1：2超 |
| 法面部 | 概ね1：2以下 |

(6) 発生材処理

- ①上記(1)～(5)の作業により生じた発生材は、原則としてその日のうちに受入可能な処分先まで運搬処理すること。また、伝票等の写しを報告書等に添付し提出すること。なお、受入可能な処分先の場所・連絡先等は別途提示する。
- ②積替保管施設への持込処理単価には、運転手のほか運搬助手として軽作業員を含むものである。
- ③チップ化作業場へ持ち込む1台あたりの発生木材の重量は、2t積トラック1台当たり1,133kgとし、他の車種については下記による。また、混合・幹については、

契約単価に重量とそれぞれのチップー券の発券枚数を乗じて精算する。

| | | | | |
|--------|----------|----------|-----------|-----------|
| 1tトラック | 3tトラック | 4tトラック | 2tパッカー | 4tパッカー |
| 679 kg | 1,586 kg | 2,492 kg | 1,586 k g | 2,945 k g |

7. 業務の管理

(1) 工程管理等

- ①受託者は、1～2週間分の工程表を作業開始前までに提出すること。なお、工程に変更が生じた際は、その都度、変更工程表を提出すること。
- ②受託者は、作業日報（様式不問）を記録し、監督員から指示があった際に、いつでも提出できるようにすること。

(2) 出来高管理

- ①出来高か所の位置図・平面図には計算書や写真と明確に突合できるよう測点番号（記号）等を付番すること。
- ②出来高数量の算出方法は、計算過程も含めて監督員の指示による。
- ③除草対象が点在する場合等は、除草面積全体に対する割合（繁茂率）を乗じて算出する。なお、割合（繁茂率）は監督員の承諾を得ること。

(3) 写真管理

- ①作業前にあらかじめ撮影計画を立てること。
- ②写真は原則としてデジタルカメラで作業前・作業中・作業後に撮影すること。なお、作業種別ごとに同場所、同方向から現地での作業前後状況を明確に判別できるように遠景及び近景で撮影すること。
- ③黒板に記載する撮影項目は、下記を標準とするが、写真で判別しがたい場合は、写真帳に撮影項目を明示すること。
 - ・業務名・場所（施設名）・測点番号（記号）等・作業名（作業集計表の細目）
 - ・樹高、幹周等の検寸数値・刈込物等の出来高検寸数値・作業車規格等・その他
- ④撮影頻度は、各施設・作業・種別毎に下記を標準とし、監督員の指示を優先する。なお、測点番号（記号）等は、出来高か所の位置図・平面図と明確に突合できるよう付番すること。

| 業務単位 | 撮影頻度 |
|--------|------------|
| 本数（幹周） | 作業量の10%内外 |
| 面積・延長 | 作業量の0.2%内外 |

(4) 安全管理等

- ①受託者は、作業にあたって通行者などに危険が及ばないよう十分な安全対策を講ずること。
- ②受託者は、伐木等作業特有の墜落・切断・挟み込み等の事故が発生しないよう日

常の作業前安全確認はもちろん、定期的な安全教育や現場巡視により作業中の安全確保を確実に行うこと。その実施にあたっては、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守すること。特にチェーンソー作業時には下肢の切創防止用保護衣を着用させること。

③本業務の作業対象箇所は、樹上や石積擁壁天端部等の高所作業が多いので、安全帯ないし墜落防止用ネットの使用などによる墜落防止措置を講じること。

④受託者は、特別教育受講修了者（伐木等の業務）・安全衛生教育受講修了者（刈払い機）等法に基づく講習・資格等を有した者を業務に従事させること。

(5) 隣接住民への周知

受託者は、現場作業に先立って隣接住民に対し、事前に作業日時等および業務の内容を十分周知し、理解と協力を求めること。

(6) 緊急時の対応

受託者は、業務期間中、市内市外を問わず当局用地内で緊急対応を要する業務が発生した場合、休日、夜間を問わず監督員からの作業指示に対応できる体制を確保すること。

8. その他

(1) 一括下請けの禁止

受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 追加業務

本業務に定める契約単価以外の工種および業務が発生した場合については、協議により決定する。

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 対象施設一覧表

【配水費対象】

| 作業指定月 | 位置図 | 用地図 | 名 称 | 住 所 | 明細地図 | | |
|-------|------|------------|----------------|-------------------|------|-----|------|
| | | | | | 地区 | ページ | 位置 |
| 7月～ | 60 | 61 | 平作4丁目用地 | 横須賀市 平作4丁目2-10 | 中央 | 104 | E-9 |
| | 6 | 7 | 西浦賀3丁目用地 | 横須賀市 西浦賀3丁目12番地 | 東部 | 43 | C-7 |
| | 25 | 26 | 野比低区配水池 | 横須賀市 ハイランド1丁目15番地 | 東部 | 113 | E-4 |
| | 1～21 | | 逸見総合管理センター | 横須賀市 西逸見町2丁目10番地 | 中央 | 23 | G-4 |
| | 51 | 13 | 池上配水池 | 横須賀市 池上7丁目24番1号 | 東部 | 35 | G-10 |
| 9月末 | 51 | 56 | 池上ポンプ所 | 横須賀市 池上7丁目24番1号 | 東部 | 49 | G-4 |
| | 51 | 52.53.53-1 | 池上配水池(雑木のり・剪定) | 横須賀市 池上7丁目24番1号 | 東部 | 35 | G-10 |
| | | | その他の用地 | 横須賀市、逗子市、鎌倉市、横浜市 | | | |

【総係費対象】

| 作業指定月 | 位置図 | 用地図 | 名 称 | 住 所 | 明細地図 | | |
|-----------------------|-----------|-----|------------|-------------------|------|-----|------|
| | | | | | 地区 | ページ | 位置 |
| 7月～ | 総36・37 | | 巨福路坂隧道出口 | 鎌倉市 雪ノ下2丁目6-11 | | | |
| | 総1・2 | | 沼間6丁目用地 | 逗子市 沼間6丁目3 | | | |
| | 総62・63 | | 大町5丁目用地 | 鎌倉市 大町5丁目2089-7 | | | |
| | 総24・25 | | 名越隧道出口 | 逗子市 久木4丁目27 | | | |
| | 総3・4・5 | | 旧沼間資材管理所 | 逗子市 沼間3丁目16 | | | |
| | 総29・30 | | 六浦テレメーター | 横浜市 金沢区六浦1977番地 | | | |
| | 総8・9 | | 山中送水管路大作用地 | 横須賀市 田浦大作町137番地 | 北部 | 75 | B-4 |
| | 総12・13 | | 笛田1丁目用地 | 鎌倉市 笛田1丁目11番 | | | |
| | 総21・22・23 | | 鷹取隧道出口 | 逗子市 沼間4丁目1240-10 | | | |
| | 総10・11 | | 鷹取隧道入口 | 横浜市 金沢区六浦1998番地 | | | |
| | 総29 | | 2・3・4号出口 | 横浜市 金沢区六浦2189番地 | | | |
| | 総26・27・28 | | 2・3・4号入口 | 横浜市 金沢区東朝比奈町624番地 | | | |
| | 総29 | | 横坑入口 | 横浜市 金沢区東朝比奈3-11 | | | |
| | 総18 | | 池上借地 | 横須賀市 山中町地内 | 中央 | 36 | |
| 【以下は監督員の指示があった際の対象箇所】 | | | | | | | |
| | 総14・15 | | 山中2号幹線1号出口 | 横須賀市 田浦大作町91 | 北部 | 80 | C-4 |
| | 総16・17 | | 山中1号幹線2号入口 | 横須賀市 田浦大作町22 | 北部 | 75 | D-6 |
| | 総19・20 | | 山中1号幹線3号出口 | 横須賀市 山中町75-7 | 中央 | 36 | F-4 |
| | 総38・39 | | 旧富士見配水槽 | 横須賀市 佐野町5丁目32番 | 中央 | 91 | A-5 |
| | 57.58 | | 旧浦賀配水池(伐木) | 横須賀市 浦賀3丁目7番 | 東部 | 24 | C-10 |
| | | | その他の当局用地 | 横須賀市、逗子市、鎌倉市、横浜市 | | | |

※ 作業指定月の空欄は別途調整する。

※ 位置図・用地図は契約後別途提示する。

※ 池上ポンプ所はセキュリティ解除が必要なので作業前に監督員に連絡すること。

【換算表】

基準値

基本剪定 基準値:常緑樹の幹周30cm~60cm

| 幹周 | 換算値(本) | | | | | |
|-------------|--------|------|------|------|------|------|
| | 常緑樹 | | | 針葉樹 | | |
| 30cm未満 | 0.7 | 0.2 | 0.7 | 0.9 | 0.3 | 0.9 |
| 30cm~60cm | 1.0 | 0.5 | 1.1 | 1.2 | 0.7 | 1.4 |
| 60cm~90cm | 1.6 | 1.0 | 2.2 | 2.1 | 1.3 | 3.0 |
| 90cm~120cm | 2.6 | 2.6 | 4.7 | 3.4 | 3.4 | 6.1 |
| 120cm~150cm | 4.9 | 4.9 | 10.0 | 6.4 | 6.4 | 13.0 |
| 150cm~180cm | 8.3 | 8.3 | 15.0 | 10.8 | 10.8 | 19.5 |
| 180cm~210cm | 12.0 | 12.3 | 20.0 | 15.6 | 16.0 | 26.0 |
| 210cm~240cm | 16.0 | 16.6 | 25.3 | 20.8 | 21.7 | 32.9 |
| 240cm~270cm | 20.3 | 21.6 | 30.3 | 26.4 | 28.2 | 39.4 |
| 270cm~300cm | 25.0 | 26.7 | 35.4 | 32.5 | 34.7 | 46.0 |

軽剪定 基準値:常緑樹の幹周15cm~30cm未満

| 幹周 | 換算値(本) | | |
|-------------|--------|------|------|
| | 常緑樹 | 落葉樹 | 針葉樹 |
| 15cm未満 | 0.4 | 0.1 | 0.2 |
| 15cm~30cm | 1.0 | 0.3 | 0.9 |
| 30cm~60cm | 1.5 | 0.7 | 1.7 |
| 60cm~90cm | 2.4 | 1.6 | 3.2 |
| 90cm~120cm | 4.1 | 4.1 | 8.9 |
| 120cm~150cm | 7.4 | 7.4 | 16.4 |
| 150cm~180cm | 12.4 | 12.4 | 24.7 |
| 180cm~210cm | 17.9 | 18.4 | 33.0 |
| 210cm~240cm | 23.9 | 24.9 | 41.7 |
| 240cm~270cm | 30.3 | 32.3 | 50.0 |
| 270cm~300cm | 37.3 | 39.9 | 58.3 |

玉物手入(機械刈り)

基準値:樹径0.45m未満

| 樹径 | 換算値(株) |
|------------|--------|
| 0.45m未満 | 1.0 |
| 0.45m~0.75 | 1.3 |
| 0.75m~1.2m | 1.8 |
| 1.2m以上 | 4.6 |

仕立松剪定

基準値:幹周60~90cm未満

| 幹周 | 換算値(本) |
|--------------|--------|
| 30cm~60cm未満 | 0.5 |
| 60cm~90cm未満 | 1.0 |
| 90cm~120cm未満 | 2.0 |

伐採(切倒し)

基準値:幹周29cmまで

| 幹周 | 換算値(本) |
|---------|--------|
| 19cmまで | 0.6 |
| 29cmまで | 1.0 |
| 59cmまで | 3.8 |
| 89cmまで | 9.5 |
| 119cmまで | 18.1 |
| 125cmまで | 27 |
| 157cmまで | 46.9 |
| 188cmまで | 89 |
| 219cmまで | 89.6 |
| 251cmまで | 148.2 |
| 282cmまで | 192.7 |
| 314cmまで | 295.5 |

伐採(吊し切り)

基準値:幹周60cmまで

| 幹周 | 換算値(本) |
|-----------|--------|
| 20~29cmまで | 0.1 |
| 59cmまで | 1.0 |
| 89cmまで | 1.8 |
| 119cmまで | 3.0 |
| 149cmまで | 4.4 |
| 199cmまで | 6.4 |
| 249cmまで | 9.0 |
| 299cmまで | 12.0 |
| 349cmまで | 15.5 |

小低木伐採

基準値:樹高1.2m

| 樹高 | 換算値(本) |
|--------|--------|
| 1.2mまで | 1.0 |
| 2mまで | 1.8 |

枝落し(枝1本@)基準値3mまで

| 樹高 | 換算値(本) | 吊し切り |
|-------|--------|------|
| 3mまで | 1.0 | 1.3 |
| 6mまで | 1.3 | 1.6 |
| 9mまで | 1.7 | 2.2 |
| 12mまで | 2.1 | 2.7 |
| 15mまで | 2.5 | 3.2 |

竹伐採 基準値:樹高4mまで

| 樹高(平均) | 換算値(m) |
|--------|--------|
| 4mまで | 1.0 |
| 6mまで | 1.3 |
| 8mまで | 1.8 |
| 10mまで | 2.5 |
| 12mまで | 3.4 |
| 14mまで | 4.5 |
| 16mまで | 5.8 |
| 18mまで | 7.3 |
| 20mまで | 9.0 |
| 22mまで | 10.9 |

機械除草(層状式) 基準値:平地

| 場所 | 換算値(m) |
|-------------|--------|
| 平地 | 1.0 |
| 斜面地 | 1.3 |
| 斜面地(ロープ設置時) | 1.6 |

枝落し(吊し切り)基準値:幹周94cmまで

| 幹周 | 換算値(本) | 針葉樹 |
|---------|--------|------|
| 31cmまで | 0.4 | 0.8 |
| 62cmまで | 0.6 | 1.3 |
| 94cmまで | 1.0 | 2 |
| 125cmまで | 1.6 | 3.3 |
| 157cmまで | 2.9 | 5.9 |
| 188cmまで | 4.4 | 8.9 |
| 219cmまで | 6.7 | 13.4 |
| 251cmまで | 10.0 | 20.1 |
| 282cmまで | 15.0 | 30.1 |
| 314cmまで | 22.6 | 45.2 |

側溝清掃 基準値:(蓋無)幅70cm・深さ100cmまで

| 規格 | 換算値(m) |
|---------------------|--------|
| (蓋無)幅70cm・深さ100cmまで | 1.0 |
| (蓋有)幅70cm・深さ100cmまで | 2.5 |

集水溝清掃 基準値:(蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで

| 規格 | 換算値(箇所) |
|-----------------------|---------|
| (蓋無)内寸70cm角・深さ100cmまで | 1.0 |
| (蓋有)内寸70cm角・深さ100cmまで | 1.7 |

発生材処理

基準値:精製保管施設平均運搬距離11.2km以下

| 距離 | 積替保管施設 | タケイ |
|----------|--------|-----|
| 11.2km以下 | 1.0 | 1.7 |
| 21.4km以下 | 1.3 | 2.0 |
| 30.0km以下 | 1.5 | 2.3 |

発生材処理(造園協同組合:枝)

基準値:市内平均運搬距離11.2km以下

| 距離 | 換算値(kg) |
|----------|---------|
| 11.2km以下 | 1.0 |
| 21.4km以下 | 1.1 |
| 30.0km以下 | 1.3 |

※混合・幹は発生枚数にて精算する。

労務単価 基準値:造園工

| 種別 | 換算値(人) |
|-------------|--------|
| 造園工 | 1.0 |
| 普通作業員 | 1.0 |
| 世話役(一般) | 1.2 |
| 保工 | 1.1 |
| 交通誘導員A(交代無) | 0.7 |
| 交通誘導員B(交代無) | 0.6 |

トラック架装リフト車運転

基準値:16m

| 規格 | 換算値(日) | 規格 | 換算値(日) |
|--------|--------|----------|--------|
| 8m | 0.5 | 18~18.5m | 1.1 |
| 12m | 0.6 | 22~23m | 1.3 |
| 13~14m | 0.7 | 24m | 1.5 |
| 16m | 1.0 | | |

ラフテレーンクレーン運転

基準値:16t

| 規格 | 換算値(日) | 規格 | 換算値(日) |
|-------|--------|-------|--------|
| 7tまで | 0.8 | 35tまで | 1.5 |
| 16tまで | 1.0 | 45tまで | 1.8 |
| 20tまで | 1.0 | 50tまで | 1.9 |
| 25tまで | 1.1 | 60tまで | 2.1 |

クレーン付トラック運転 基準値:2t積

| 規格 | 換算値(日) |
|-----|--------|
| 2t積 | 1.0 |
| 4t積 | 1.1 |

ガソリン発電機運転 基準値:2KVA

| 規格 | 換算値(日) |
|------|--------|
| 2KVA | 1.0 |
| 3KVA | 1.3 |

小型BH運転 基準値:0.1m3

| 規格 | 換算値(日) |
|---------|--------|
| 0.1m3級 | 1.0 |
| 0.06m3級 | 0.9 |

ダンプトラック運転 基準値:2t積

| 規格 | 換算値(日) | |
|---------|--------|-----|
| | 2t積 | 4t積 |
| ダンプトラック | 1.0 | 1.1 |
| トラック | 0.8 | 0.9 |

機械回送費 基準値:クレーン付トラック2t積

| 規格 | 換算値(回) |
|--------------|--------|
| クレーン付トラック2t積 | 1.0 |
| クレーン付トラック4t積 | 1.1 |
| ダンプトラック2t積 | 1.0 |
| ダンプトラック4t積 | 1.2 |

防草シート設置 基準値:平面部ビン~6本/m

(ワッシャ併用コ型ビンΦ4×200mm)

| 場所 | ビン本数(m) | 換算値(m) | | |
|-----|---------|--------------------|--------------|--------------|
| | | ワッシャ併用コ型ビンΦ4×200mm | コ型ビンΦ4×300mm | L型ビンΦ9×300mm |
| 平面部 | ~6本 | 1.0 | 1.0 | 1.2 |
| | ~8本 | 1.0 | 1.1 | 1.4 |
| | ~10本 | 1.1 | 1.1 | 1.5 |
| | ~12本 | 1.1 | 1.2 | 1.7 |
| 法面部 | ~6本 | 1.1 | 1.1 | 1.3 |
| | ~8本 | 1.1 | 1.2 | 1.5 |
| | ~10本 | 1.2 | 1.2 | 1.6 |
| | ~12本 | 1.2 | 1.3 | 1.8 |

逸見総合管理センター他植栽管理業務委託 作業数量表

〇～〇月分

| 工種 | 細目 | 単位 | 総係費対象 | | 配水費対象 | | | |
|--------------------------|----------------------------|----------------|-------|----|-------|-----|------|----|
| | | | ○用地 | 合計 | 逸見○区域 | ○用地 | ○配水池 | 合計 |
| | | | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 | 数量 |
| 剪定 | 基本剪定(常緑樹) 幹周30～60cm未満 | 本 | | | | | | |
| | 軽剪定(常緑樹) 幹周15～30cm未満 | 本 | | | | | | |
| | 刈込物手入(機械刈り) 樹高1.5m未満 | m ² | | | | | | |
| | 生垣手入(機械刈り) 樹高0.75m未満 | m | | | | | | |
| | 玉物手入(機械刈り) 樹径0.45m未満 | 株 | | | | | | |
| | 仕立て松剪定 幹周60～90cm未満 | 本 | | | | | | |
| 伐採 | 伐採(切倒し) 幹周29cmまで | 本 | | | | | | |
| | 伐採(吊し切り) 幹周59cmまで | 本 | | | | | | |
| | 枝落し 樹高3mまで 枝1本@ | 本 | | | | | | |
| | 枝落し(吊し切り) 幹周94cmまで | 本 | | | | | | |
| | 小低木伐採 樹高1.2mまで | 本 | | | | | | |
| | 根笹・篠竹伐採 | m ² | | | | | | |
| | 竹伐採 樹高4mまで | 本 | | | | | | |
| 除草等 | 人力伐根 | m ² | | | | | | |
| | 人力除草 | m ² | | | | | | |
| | 機械除草(肩掛式) | m ² | | | | | | |
| | 除伐・つる切り | m ² | | | | | | |
| その他 | 側溝清掃(蓋無)幅70cmまで | m | | | | | | |
| | 集水樹清掃(蓋無)内寸70cm角まで | 箇所 | | | | | | |
| | トラック架装リフト車運転16m | 日 | | | | | | |
| | ラフテレーンクレーン運転16t | 日 | | | | | | |
| | 小型バックホウ運転0.1m ³ | 日 | | | | | | |
| | クレーン付トラック運転2t積 | 日 | | | | | | |
| | ダンプトラック運転2t積 | 日 | | | | | | |
| | ペビーウインチ運転200kg | 日 | | | | | | |
| | ガソリン発電機運転2KVA | 日 | | | | | | |
| | 機械回送費(クレーン付トラック2t積) | 回 | | | | | | |
| | 造園工 | 人 | | | | | | |
| | テングス病切除 | 箇所 | | | | | | |
| | 蜂の巣除去(スズメバチ) | 箇所 | | | | | | |
| | 蜂の巣除去(アシナガバチ) | 箇所 | | | | | | |
| | 防草シート設置(固定ピン・ワッシャ共) | m ² | | | | | | |
| 防草シート接着剤塗布(1.3kg/本) | 本 | | | | | | | |
| 防草シート接着テープ貼付(10cm×20m/巻) | 巻 | | | | | | | |
| 発生材処理 (運搬費込み) | 積替保管施設(草葉等)2t積トラック11.2km以下 | kg | | | | | | |
| | チップ化作業場(枝)2t積トラック11.2km以下 | kg | | | | | | |